

8. 福祉医療

(1) 福祉医療費助成

福祉医療費助成制度は、対象者からの申請により福祉医療費受給券を交付し、医療費の一部負担金を助成する制度です。

◆対象者

区 分	対 象 者
乳幼児	0歳児から小学校入学前の乳幼児（満6歳に達する日以後、最初の3月31日以前の児童）
子ども	小学校1年生から中学校3年生のお子様（義務教育学校含む）（満15歳に達する日以降、最初の3月31日までの児童）
重度心身しょうがい者	身体障害者手帳（1～3級、4級の一部）、または療育手帳（A1、A2）を持っている人、特別児童扶養手当1級に該当する人
ひとり親家庭	母子（父子）家庭で18歳未満の児童を扶養している母（父）と18歳未満の児童、または父母のいない18歳未満の児童
65～74歳	65歳から74歳で、地方税法による市町村民税が課せられていない世帯に属する人 （本人・配偶者・扶養義務者全てが市町村民税非課税）

※その他、ひとり暮らし寡婦・高齢寡婦の助成制度があります。

※乳幼児・子ども以外の各福祉医療の助成には所得制限があります。

◆助成の内容

保険適用総医療費の一部負担金を助成します。

- ・申請により受給券を交付します。県内医療機関では、健康保険証と一緒に受給券を提示することで、保険適用分が無料になります。
★ただし、65～74歳の人とひとり暮らし高齢寡婦の人は、1割もしくは2割を自己負担していただきます。
- ・県外受診の際は、医療機関で一旦一部負担金の支払いをされたあと、申請により払い戻します。
- ・保険適用外料金、交通事故等の第三者行為による治療費には助成できません。また、他の公費、保険者から給付される高額療養費・附加金等は福祉医療助成額から除きます。

◆受給券の申請に必要なもの

- ・健康保険証
- ・重度心身しょうがい者福祉医療制度の申請をされる時は、身体障害者手帳または療育手帳
- ・転入等により長浜市で所得の確認ができない人のみ所得課税証明書（前住所地等で交付される所得課税証明書（課税額が明記されたもの）が必要です。必要な証明年度は担当課にお問い合わせください。）
- ・ひとり親家庭に対する福祉医療制度については、あらかじめ子ども家庭支援課にご相談ください。
- ・その他、助成の種類により必要な添付書類をお願いすることがあります。

◆受給者に該当しなくなるとき

受給者に該当されなくなると、受給券に記載された有効期間にかかわらず、福祉医療の助成を受けることができなくなりますので、速やかに受給券をお返しく下さい。

受給資格がなくなった後に使用された場合は、助成された医療費等を市へ返金していただきます。


こんなとき	必要なもの
転出するとき	福祉医療費受給券
死亡したとき	福祉医療費受給券
生活保護を受けるようになったとき	福祉医療費受給券
母子（父子）家庭でなくなったとき	福祉医療費受給券
身体障害者手帳等の等級が変わるなど、重度心身し ょうがい者の要件に該当しなくなったとき	福祉医療費受給券 新しい身体障害者手帳など

◆その他届出が必要なとき

こんなとき	必要なもの
加入する健康保険が変わったとき	新しく加入した健康保険証
住所・氏名が変わったとき	福祉医療費受給券
福祉医療費受給券を紛失したとき（再交付申請）	運転免許証など本人確認ができる もの（別世帯の人が手続きをする ときは委任状が必要です）

◆払い戻しがあるとき

次の場合は、払い戻しがありますので、本人または保護者が申請してください。

こんなとき	内容	申請に必要なもの
 <p>県外で受診したとき</p>	<p>一旦お支払いになった保険適用総医療費の自己負担分を払い戻します。</p> <p>部屋代・食事代、予防接種等の保険適用外料金、お勤め先の保険者から支給される高額療養費・附加金等給付分、他の公費からの助成金は福祉医療の助成対象外です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉医療費受給券 振込先口座のわかるもの 領収書原本（受診者名、保険点数、支払金額、医療機関名が記載され、領収印のあるもの） 健康保険証 高額療養費、附加給付等の支給決定通知書等（該当する方のみ）
<p>コルセット等の装具代金、治療用眼鏡代金を支払ったとき</p>	<p>上記「県外で受診したとき」に必要なものに加え、次のものが 必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師の「意見書・装着証明書」または「治療用眼鏡等の作成指示書」 <p>※ 長浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入しているときは、お勤め先の保険者からの「療養費支給決定通知書」</p>	